

市長と気軽に話しませんか

市長車座ミーティング

市民の皆さんのご意見・ご提案を市政に反映させる広聴事業の一環として実施する「市長車座ミーティング」の開催団体を募集します。

さまざまなテーマで、ざっくばらんに市長と話ができる絶好の機会です。奮ってお申し込みください。

△とき 毎月1回

※日時は申込者との調整により決定します。

△対象 市内に在住、在勤または在学するおおむね5人～15人で構成された団体（営利目的、宗教・思想・政治活動などの目的で開催しようとする団体は除く）

△申し込み方法 開催希望申込書に、テーマや開催場所など所定の事項を記入の上、各開催日の1カ月前の10日までに広聴広報課（市役所3階、窓口308）へ持参するか、郵送またはファックスで申し込みを。

※開催希望申込書は、広聴広報課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

よりよい未来を
築くために

全国一斉に国勢調査を行います

国勢調査は、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年に一度実施されます。調査結果は福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせないさまざまな計画策定などに利用されます。

【調査の概要】

△調査期日 10月1日現在で実施

△調査対象 10月1日現在、日本国内に普段住んでいるすべての人（外国人を含む）と世帯

△調査事項 「世帯員の数」、「男女の別」、「出生の年月」、「就業状態」、「従業地又は通学地」、「住居の種類」など

【調査の流れ】

9月上旬ころから国勢調査員が皆さんのお宅を訪問し、調査書類を配布します。

どなたでも
傍聴できます

建築審査会を開催します

平成27年度第1回弘前市建築審査会を開催します。なお、下記の議題の審議については、どなたでも傍聴できます。

△とき 8月26日（水）、午後3時～

△ところ 市役所4階第1会議室

△議題 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る特例許可の同意について

△申請内容 申請者…弘前市長／建築場所…南大町二丁目5の1（青葉団地市営住宅）／申請建築物概要…用途=共同住宅、構造規模=鉄筋コンクリート造10階建、申請部分の延べ面積=約7,434m²

△その他 市民の皆さんとの話し合いの場であり、要望・苦情を受け付ける場ではありません／申込団体が複数の場合は、抽選により決定します／会場の準備および費用負担は開催団体が行ってください／開催結果の概要是、写真を添えて市のホームページで公表します／※ミーティングの様子はインターネット上で動画配信されることがあります。なお、今後実施予定のミーティングは、平日夜間・休日の実施が可能な場合もありますので、実施を希望する団体はご連絡ください。

■問い合わせ・

申込先 広聴広報課（〒036・8551、上白銀町1の1、☎35・1194、ファックス35・0080）



不明な点は
問い合わせを

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

【後期高齢者医療被保険者証の一斉更新について】

8月1日から有効の新しい被保険者証は、7月下旬に郵送しましたが、まだ届いていない場合は国保年金課までお問い合わせください。

また、有効期限が切れた被保険者証は、国保年金課または岩木・相馬総合支所民生課窓口に返還するか、裁断の上、確実に破棄してください（郵送による返還もできます）。

平成26年中の所得状況などにより、8月1日から

医療機関窓口での負担割合が変わることがあります。
他の市町村へ転出する場合は、現在お持ちの被保険者証をすみやかに国保年金課または岩木・相馬総合支所民生課窓口に返還してください（新しい被保険者証は転出先の市町村から交付されます）。

その他ご不明な点はお問い合わせください。

■問い合わせ先 国保年金課後期高齢者医療係（☎40・7046）、青森県後期高齢者医療広域連合（☎青森017・721・3821）

対象世帯の人は
申請を

ねたきり高齢者等への紙おむつ支給事業

人

△支給内容 フラットタイプ（200枚）、テープタイプ（100枚）、尿とりパッド（240枚）から1種類を選択してもらい、4月・7月・10月・1月の3ヶ月おきに自宅へ配達します。

△申請方法 申請者（家族）の印鑑を持参し、介護福祉課（市役所2階）で手続きを。

■問い合わせ・申請先 介護福祉課高齢福祉係（☎40・7114）

オリジナルナンバープレートが決定しました

市町村合併10周年記念事業として、市が6月に行った原動機付自転車用オリジナルナンバープレートデザイン市民人気投票の結果、投票総数1,406票の中から最も多い票を獲得した「桜&たか丸くん（ライダースジャケットバージョン）」に決定しました。



決定したナンバープレートを下記のとおり限定1,000枚で希望する人に無料で交付します。

新規交付のほか、既存のナンバープレートからの交換（1台につき1回のみ）も受け付けます。

なお、受け付け順の交付とし、番号の選択はできません。

△交付開始日 9月1日（火）、午前8時半～

△交付場所

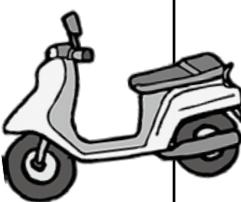
①市民課総合窓口（市役所1階）

※9月2日からは、従来どおり本館2階市民税課（窓口209番）で交付します。

【交付する番号・枚数】

	市役所本庁舎	岩木支所民生課	相馬支所民生課	限定交付枚数合計
50cc以下（白色）	右記以外	100番台	200番台	800枚
90cc以下（黄色）	右記以外	10番台	20番台	100枚
125cc以下（桃色）	右記以外	10番台	20番台	100枚

※下1ヶタ「4」、「9」および下2ヶタ「42」は欠番



②岩木・相馬総合支所民生課

※岩木・相馬総合支所民生課での交付は、平成28年8月31日まで。

△交付対象車両 総排気量125cc以下の原動機付自転車（ミニカーを除く）

△交付する番号・枚数 下表参照

△必要書類等

○新規登録の場合…①軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書／②印鑑／③販売店からの販売証明書、または譲渡人からの譲渡証明書

※軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書に記載・押印でも可。

○標識交換の場合…①軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書／②印鑑／③現在使用している標識（交換した場合は標識番号が変わります）

■問い合わせ先 市民税課諸税係（☎35・1117）

